

## わが町の特産品開発・販売促進事業助成金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、安田町補助金等交付規則（令和6年規則第3号）第22条の規定に基づき、わが町の特産品開発・販売促進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に關し必要な事項を定めるものとする。

### (助成目的)

第2条 地域の農林水産物等を活用した新商品の開発、既存商品の磨き上げ及び外商活動による販売促進など、わが町の特産品として安定供給していくための団体等の活動に対し予算の範囲内において助成金を交付することで、地域産業の振興を図るとともに、ふるさと納税返礼品の拡充及び販路拡大を通じて地域の活性化を推進することを目的とする。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができるもの（以下「助成事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件にすべて該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する個人事業者及び3人以上で取り組める団体・グループ又は町内に主たる事業所を有する法人
- (2) 町の農林水産物等の素材を活用した加工品及び土産品として町内の直販所等で販売が見込まれる者、または商品の販売を通して町のPRができる者
- (3) 安田町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第2号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でない者
- (4) 町税（国保税を含む。）等を滞納していないこと

### (助成対象事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の対象としないものとする。

- (1) 町の他の補助金の交付を受けている事業、または交付見込みの事業
- (2) 営利のみを目的とし公益性を欠く事業
- (3) その他助成することが適当でないと認められる事業

### (助成対象経費及び助成率等)

第5条 助成対象経費及び助成率等は、別表に定めるとおりとする。ただし、算出された助成額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

### (助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成事業者は、助成金交付申請書（第1号様式）

に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 開発した商品を町ふるさと納税返礼品として登録を希望する助成事業者は、助成事業実施年度の12月20日までに、登録に必要な事項について別途町長に提出しなければならない。

#### (助成金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適當であると認めたときは、交付を決定し、助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成事業者に通知するものとする。

2 町長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

#### (助成の条件)

第8条 助成金の交付の目的を達成するため、助成事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を助成事業終了の翌年度から起算して5年間整理保管すること
- (2) 助成事業の実施にあたっては、第3条第3号に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る町の取扱いに準じて行わなければならないこと

2 町長は、必要に応じ事業実施の関係書類の提出を求めることができる。

#### (助成事業の変更)

第9条 助成事業者は、助成事業の内容または経費の配分について、次に掲げる重要な変更をしようとする時は、事前に町長の承認を受けなければならない。

- (1) 助成金額の増額、または30%を超える減額が生じた場合

2 前項の承認の申請は、助成金変更承認申請書（第3号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による助成事業の変更の申請が適當であると認めたときは、助成金変更交付決定通知書（第4号様式）により、助成事業者に通知するものとする。

#### (助成事業の中止又は廃止)

第10条 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ事業中止・廃止承認申請書（第5号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による助成事業の中止・廃止の申請が適當であると認めたときは、事業中止・廃止決定通知書（第6号様式）により、助成事業者に通知するものとする。

（助成事業の遅延等）

第 11 条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合、または助成事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかにその理由及び助成事業の遂行状況を記載した書類を町長に提出して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第 12 条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、助成金実績報告書（第 7 号様式）に関係書類を添えて、助成事業の完了の日もしくは中止・廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日、または助成事業実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに町長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定及び交付）

第 13 条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適當であると認めたときは、助成金の交付額を確定し、助成金交付額確定通知書（第 8 号様式）により、助成事業者に通知するものとする。

2 助成事業者は、前項の通知を受けたときは、助成金交付請求書（第 9 号様式）を町長に提出しなければならない。

（助成金の概算払）

第 14 条 町長は、事業の遂行上必要と認めるときは、当該助成金を概算払によって支払うことができる。ただし、ふるさと納税返礼品の助成については概算払の対象外とする。

2 前項の規定により概算払を受けようとする助成事業者は、概算払請求書（第 10 号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（助成金の返還等）

第 15 条 町長は、次の各号に該当すると認めたときは、助成金の交付の決定を変更、もしくは取消し、またはすでに交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成事業者がこの要綱に違反し、または助成事業に関し不正の行為を行ったとき
- (2) 助成事業者が虚偽または不正の申請により、助成金の交付を受けたとき
- (3) 助成事業者が助成金の交付の条件に違反したとき
- (4) 助成事業の実施が著しく不適当と認められるとき

（その他）

第 16 条 この要綱に規定するもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 わが町の特産品開発・販売促進事業実施要領（令和 2 年要領第 2 号）及びわが町の特産品開発・販売促進事業助成金交付要綱（令和 2 年要綱第 22 号）は、廃止する。

別表（第4条、第5条関係）

事業区分	事業内容	助成率等	助成対象経費
①商品開発	地域の農林水産物等を活用した新商品の開発事業	助成対象経費の8/10以内で40万円を上限とする。	事業の目的を達成するためには必要な経費。
		開発した商品を町ふるさと納税返礼品として登録する場合は、総務省の承認が下り次第、助成対象経費の1/10又は5万円のいずれか少ない額を交付する。	
②既存商品の磨き上げ	地域の農林水産物等を活用した既存商品のパッケージ等商品の付加価値を高める物の製作事業	助成対象経費の8/10以内で20万円を上限とする。	
③販売促進	展示会や商談会など特産品の外商を図るための販売促進事業	助成対象経費の8/10以内で20万円を上限とする。	
④食品製造・表示等管理	食品衛生法及び食品表示法改正に伴い導入が必要となるものに充てられる事業	助成対象経費の8/10以内で10万円を上限とする。	

※同一の助成事業者が複数の助成事業を実施する場合は、「事業区分①又は②」及び「事業区分③又は（及び）④」を実施する場合に限る。